

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 条 例
鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十八号

鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第一条 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例(昭和五十二年七月鳥取県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第一項中「附則第五項」を「附則第六項」に改める。

附則第二項中「附則第七項及び第八項」を「附則第八項及び第九項」に改める。

附則第八項を附則第九項とし、附則第七項中「附則第三項から第五項まで」を「附則第四項から第六項まで」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項中「附則第三項及び第四項」を「附則第四項及び第五項」に改め、同項を附則第七項とし、附則第五項を附則第六項とし、附則第四項を附則第五項とし、附則第三項を附則第四項とし、附則第二項の次に次の一項を加える。

(通算退職年金の年額の算定に関する特例措置)

3 昭和五十二年六月分以後の月分の年金条例第十八条ノ三の規定による通算退職年金の給付については、同条第二項第一号中「三十九万六千円」とあるのは、「四十三万三千二百二十四円」と読み替えて、年金条例の規定を適用する。

(恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例の一部改正)

第二条 恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例(昭和五十一年十月鳥取県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

4 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十一年八月分以後、その年額を、第一項第一号中「三十三万九千六百円」とあるのは「三十九万六千円」と読み替えて、前三項の規定に準じて算定した額に改定する。

(恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例の一部改正)

第三条 恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例(昭和五十二年七月鳥取県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条の見出し中「恩給」を「退職年金及び遺族年金」に改める。

第四条を第五条とし、第三条を第四条とし、第二条の次に次の一条を加える。

(通算退職年金及び通算遺族年金の年額の改定)

第三条 県吏員等に給する通算退職年金については、昭和五十二年四月分以後、その年額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る退職一時金の基礎となつた在職年の月数を乗じて得た額に改定する。

一 三十九万六千円

二 通算退職年金の仮定給料(当該通算退職年金の年額の計算の基礎となつている給料月額に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなして前二条の規定によりその年額を改定するものとした場合にその改定年額の計算の基礎となるべき給料

年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。)の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額を超えるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和五十二年四月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合(その割合が百分の八十より少ないときは、百分の八十)を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料に在職年の年数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例別表第二に定める率を乘じて得た額

3 鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例第十八条ノ三第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 前三項の規定により年額を改定した場合において、改定後の年額が従前の年額より少ないときは、従前の年額をもつて改定年額とする。

5 県吏員等の遺族に給する通算遺族年金については、昭和五十二年四月分以後、その年額を、当該通算遺族年金を通算退職年金とみなして前四項の規定によりその額を改定するものとした場合の改定年額の百分の五十に相当する額に改定する。

6 県吏員等に給する通算退職年金及び県吏員等の遺族に給する通算遺

族年金については、昭和五十二年六月分以後、その年額を、第一項第一号中「三十九万六千円」とあるのは「四十三万三千二百二十四円」と読み替えて、前五項の規定に準じて算定した額に改定する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 第一条の規定による改正後の鳥取県吏員等退職年金及退職一時金ニ関スル条例等の一部を改正する条例及び第三条の規定による改正後の恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例第三條第六項の規定は昭和五十二年六月一日から、第二条の規定による改正後の恩給の年額の昭和五十一年改定に関する条例の規定は昭和五十一年八月一日から、第三条の規定による改正後の恩給の年額の昭和五十二年改定に関する条例第三條（第六項を除く。）の規定は昭和五十二年四月一日から適用する。

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第三十九号

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例（昭和三十四年十月鳥取県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

附則第十條第四項中「百五十分の二」を「百五十分の一・五」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の恩給並びに他の地方公共団体の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間と職員の退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間との通算に関する条例の一部を改正する条例附則第十條第四項の規定は、昭和五十二年八月分以後の月分の退職年金及び遺族年金について適用する。

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十号

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県立農業講習施設の設置及び管理に関する条例(昭和三十九年三月鳥取県条例第十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の表鳥取県立果樹技術講習所の項の次に次のように加える。

鳥取県立野菜技術講習所	東伯郡大栄町	野菜の栽培管理に必要な知識と技術を授け、農村中堅実務者の養成を行うこと。
-------------	--------	--------------------------------------

第四条の表鳥取県立果樹技術講習所の項の次に次のように加える。

鳥取県立野菜技術講習所	一年以内
-------------	------

附則

この条例は、昭和五十三年四月一日から施行する。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十二年十二月二十三日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第四十一号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和三十四年十二月鳥取県

条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一の第一種県営住宅の表中

五十一年	和 田	倉吉市馬場町
五十一年	余子第五	境港市誠道町

を

二四	二四	五十一年	和 田 第一	倉吉市馬場町	二四
二四	二四	五十一年	余子第五	境港市誠道町	二四
二四	二四	五十二年	末恒第七	鳥取市美萩野一丁目	二四
二四	二四	五十二年	和 田 第二	倉吉市馬場町	二四
二四	二四	五十二年	青木第七	米子市永江	四八

に改める。

附則

この条例は、規則で定める日から施行する。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円(送料を含む)】